

したがって、「信徒の奉仕者は司祭の補佐役ではない」のであって、「正式に叙階された奉仕職との協力は保たれねばならないが、同時に信徒の奉仕者の活動の正しい自由は保証されなければならない」（同上 34）。同じ仕事を互いに争いあったり、司祭の仕事を信徒に「下請け」に出したりするということではなく、それぞれが異なる仕事を担うことによって支え合い、教会全体としてゆだねられた使命を十分に果たしてゆけるようにしなければならない。

* 他の信徒との関係 — 同じ信徒としての平等な立場

信徒が奉仕職を担うとき、もう一つ留意しなければならないのは他の信徒との関係である。特別な役割を担うとしても、「奉仕職を行う信徒が共同体から区別されるものではないということは、はっきり理解されなければならない」（教会奉仕職に関するアジア会議結論 34）のである。これについて『信徒を中心とした教会』は、「献身的に働く信徒を他の一般の信徒から切り離してしまう」（P80）危険性や、「洗礼による平等性を傷つけ」（P82）る危険性を指摘している。

奉仕職を担う者は、そのことによって他の信徒に対して何らかの特別な地位を占めるわけでもないし、ましてや特別な身分につくわけでもない。「すべてのキリスト信者は、キリストの新生のゆえに、尊厳性においても行為においても真に平等」（カトリック新教会法典第 208 条）であって、すべての信徒はそれぞれに与えられたカリスマに従って奉仕を担い、それぞれが必要不可欠なものとして等しく共同体全体の使命を果たしていくのである。

3) 信徒奉仕職の種類

信徒奉仕職そのものの基本的な特質についての検討に続いて、具体的にどのような奉仕職が考えられるのか、について見ていくこととする。ここでは、どのような奉仕をするのかという「内容」の面と、どのような仕方で奉仕するのかという「形態」の面によって分類するが、これらの要素は互いに組み合わされる関係にあって、実際にはさまざまな奉仕職のあり方が生じるものと考えられる。

a. 内容による分類 — 「信仰からの奉仕」と「信仰への奉仕」

まず、何を行う奉仕職かによってそれらを分類することができるだろう。これについて C.M. マルティニ枢機卿は、『宣教者をそだてるイエス』において非常に明快な分類法を提案している。すなわち、「信仰からの奉仕と信仰への奉仕の区別」（P113）である。

* 信仰からの奉仕

これは、「信仰に基づいて、……兄弟たちにする奉仕にはちがいないのですが、人間ならだれにでもでき、私たちが他の人々と協力してすることもできる奉仕のことです。たとえば、病人、ハンディのあるかた、麻薬常習者への奉仕、正義への奉仕、社会奉仕、教育の奉仕、囚人への奉仕、あらゆる形で疎外されて入る人々への奉仕です。これらは、キリスト者にとってはともかく信仰に由来するものですが、それ自身としては人道や同胞としての連帯感から生まれ得る各種の慈善と福祉の行為です。……対象に関する限り、信仰のない人々の奉仕となんら変わりありません」（宣教者をそだてるイエス P114）。

パウロ 6 世の使徒的勧告『福音宣教』には、「信徒の宣教活動は、政治、社会、経済、文化、芸術、広報の分野から国際問題にいたる広範囲にして複雑な世界を含んでいます。さらに人間愛、家庭、幼児教育、青少年教育、職業、労働、苦悩の分野にもおよびます」（70）とあるように、信徒の働きはこの世全体におよび、そのすべてに奉仕職の可能性が開かれているので、特にこの分野においてその数は無限とも言えるだろう。